

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十六号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条中第二項を次のように改める。

2. 鳥取県農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

規 則

目 次

◇規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇告示 森林区実施計画樹立事業調査委託要綱の廃止

名 称 位 置 管 轄 区 域

岩美農業改良普及所	岩美郡岩美町	岩美町	
鳥取農業改良普及所	鳥取市	鳥取市、国府町、津ノ村及び福部村	
八頭東部農業改良普及所	八頭郡那家町	那家町、般岡町、八東町及び若桜町	
八頭西部農業改良普及所	八頭郡用瀬町	河原町、用瀬町、智頭町及び佐治村	
気高農業改良普及所	気高郡気高町	気高町、鹿野町及び青谷町	
東伯東部農業改良普及所	東伯郡北条町	羽合町、東郷町、北条町、大栄町及び泊村	

東伯西部農業改良普及所 東伯郡赤碕町 東伯郡及び赤碕町
 倉吉農業改良普及所 倉吉市 倉吉市、三朝町及び関金町
 西伯東部農業改良普及所 西伯郡大山町 淀江町、名和町及び中山町
 米子農業改良普及所 米子市 米子市、境港市、西伯町、会見町、岸本町、伯仙町及び日吉津村
 日野北部農業改良普及所 日野郡江府町 日野町、江府町及び溝口町
 日野南部農業改良普及所 日野郡日南町 日南町

第四十六条の次に次の二項を加える。

3 鳥取県農業改良普及所に支所を置く。

4 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
米子農業改良普及所	所	境	港市

附 則

この規則は、昭和三十八年一月一日から施行する。

職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十七号

職員職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員職の設置に関する規則(昭和三十一年鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「(三十七)建築技師」の下に「(三十八)普及指導主事(三十九)地区主任林業改良指導員(四十)理療師(四十一)歯科衛生士(四十三)歯科技工士(四十三)機能回復訓練員」を加える。

第三条第一項中「(十)あんま師」を「(十)理療士」に改め、同条第二項中「(三)守衛長」から「(七十

三(昇降機手)までをそれぞれ一ずつ繰り下げ、(一)(二)車庫長の下に「(二)副車庫長」を加える。

附 則

この規則は、昭和三十八年一月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百九十六号

森林区実設計画樹立事業調査委託要綱(昭和三十年九月鳥取県告示第四百五十三号)は、昭和三十七年十二月二十七日限り廃止する。

昭和三十七年十二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗